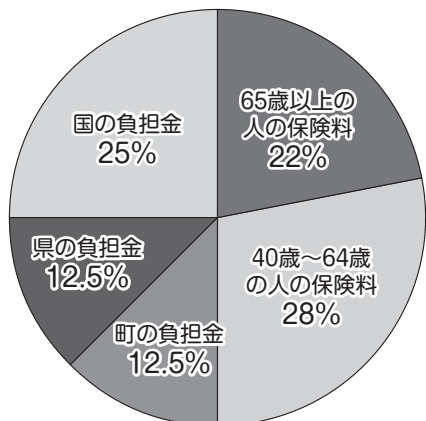


平成27年度の介護保険料をお知らせします

介護保険の財源（利用者負担は除く）



介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と、国・県・町からの負担金を財源として、介護が必要となった方に一部負担をいただき介護サービスを提供し、利用者とその家族を支援する制度です。

介護保険料は6月に決定します。皆さんに納めていただく保険料は、介護保険サービスを提供するための大切な財源となっています。

地域の中で安心して生活ができるよう、また介護が必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、介護保険料は必ず納期限内に納めてください。

適切な介護保険制度の運営のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●介護保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替や納付書）の2種類です。

●特別徴収（年金からの天引き）

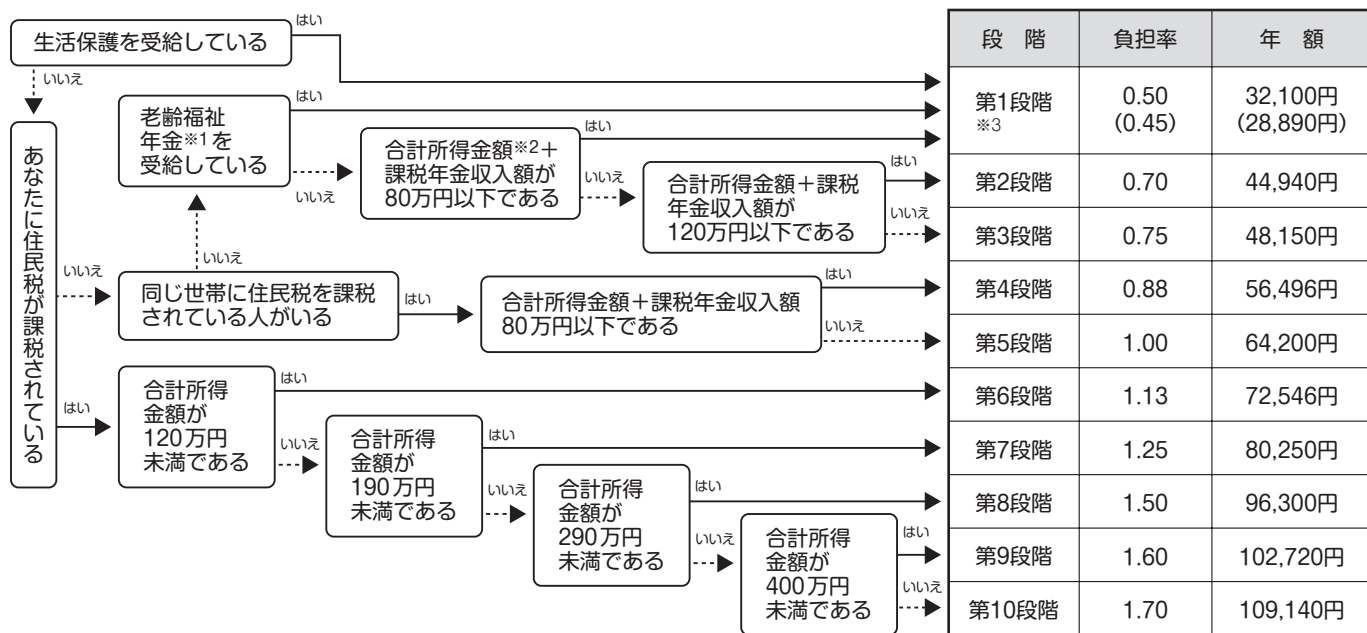
- 年金（老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）を年額18万円以上受給されている方は、特別徴収で納めていただきます。
- 年間保険料額を年金の定期支払月（年6回）で差し引かせていただきます。
- 特別徴収の開始時期により、平成27年4月の特別徴収が無い場合もあります。

●普通徴収（口座振替や納付書）

- 年金が年額18万円未満の方や年度途中で65歳になられた方、他の市区町村から転入された方等は、普通徴収で納めていただきます。
- 6月から3月まで、毎月口座振替または納付書で納めていただきます。納期限は毎月末日です（毎月納付していただきますので、介護保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください）。
- 納付書で納めていただく方の納付書は、年間分をまとめて送付させていただきます。

●介護保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、市区町村ごとに算出された「基準額」をもとに所得に応じて決まります。（日野町の平成27～29年度基準額は、月額5,350円です。）



※1 老齢福祉年金とは明治44年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額とは収入額から必要経費相当額を差し引いた額です。（扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額）
 ※3 第1段階は所得の低い方への軽減があるため、実際にお納めいただく金額は（ ）内の金額です。

9月から フッ化物洗口が 5歳児対象に 始まります



今年の9月から町内の幼稚園、保育所に通う5歳児を対象に1日1回フッ化物が含まれた洗口液でのうがいを実施します。

フッ化物とは、歯の質を強くする効力が高い栄養素のひとつです。フッ化物が含まれた洗口液を口を含み「ぶくぶく」と30秒間うがいをする予防法です。5歳頃から永久歯が完全に生えそろうまでフッ化物洗口を続けると、むし歯予防効果が期待できます。さらに、歯の質そのものを強くするので、成人になってもむし歯予防効果が続きます。

子どもの頃から「甘い物を食べ過ぎない」「歯みがきをしっかりとする」等のむし歯予防も大切ですが、それと同じく、「歯の質を強くすること」も大切です。

6月は食育月間 毎月19日は食育の日です

食育は子どもたちだけではなく、大人にとっても生活習慣病の予防に役立つものです。

食育月間に、毎日の食生活を振り返ってみませんか。

●「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしましょう

食べることは動物・植物の命をいただくこと、そして、食物が食卓に並ぶまでには生産者をはじめ、多くの人々の苦労や努力に支えられています。食事の前後には感謝の気持ちをこめてあいさつをしましょう。

●家族そろって食卓を囲みましょう

食卓はコミュニケーションの場です。適度な会話をすることは、食卓の雰囲気明るくするだけでなく、早食いや食べすぎ防止にもつながります。

●朝ごはんを食べましょう

朝ごはらは、眠っていた体を起こし、脳へのエネルギーを補給するための大切な食事です。「早寝 早起き 朝ごはん」で生活リズムを作りましょう。

●野菜を食べましょう

野菜を食べることで、がんなどの生活習慣病を防ぐほか、ストレス、かぜなども予防します。また、旬の野菜が食卓にあると、季節感のある食事を楽しめます。

◆問い合わせ先 保健センター ☎6575

マイナンバー(社会保障・税番号)制度がはじまります

●マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

- ①平成27年10月以降、日野町役場から、住民票の住所に通知カードを送付します。
- ②通知カードを受け取られた方は、同封された申請書にて、役場住民課窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

●法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ①他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ②町ではマイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、個人情報を取り扱う事務について「特定個人情報保護評価」を行い、「基礎項目評価書」を作成し、3月31日付けで特定個人情報保護評価委員会のホームページ上に公開しています。

●マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

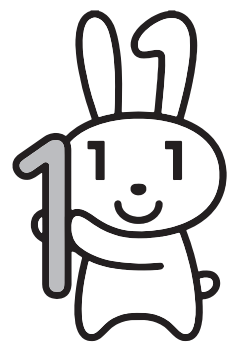
- ①公平・公正な社会の実現
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行います。
- ②行政の効率化
行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。
- ③国民の利便性の向上
添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

詳しくはホームページをご覧ください。

マイナンバー 検索

◆問い合わせ先 マイナンバーのコールセンター ☎0570-20-0178 企画振興課 秘書広報担当 ☎6550

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん